

# 介護支援専門員稚内会会則

(名称)

第 1 条 本会は、介護支援専門員稚内会（CM稚内会＝呼び方はケアマネ稚内会）と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、以下の主旨に賛同する介護支援専門員資格を所有する者が、サービス利用者中心及び協働の理念にもとづき、各人の資質の向上と互いの情報交換を図るために、同じ悩みと課題を共有する関係者として集い、互いに研鑽し、交流するとともに、広く地域福祉・施設福祉・在宅福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事務局)

第 3 条 本会の事務局は、社会医療法人禎心会 稚内市南地区居宅介護支援事業所内（稚内市栄 1 丁目 2 4 番 1 号）におく。

(会員構成)

第 4 条 本会は次の会員で構成する。

- 2 北海道が実施する介護支援専門員実務研修を終了した者。
- 3 対象は稚内市、豊富町、猿払村、幌延町に居住又は勤務するものとする。

(会の運営)

第 5 条 本会の運営は、介護支援専門員稚内会役員会がその運営にあたる。

(役員)

第 6 条 本会は次の役員で構成する。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 3 名以内
- (3) 理 事 1 2 名程度
- (4) 監 査 2 名
- (5) 事務局長 会長が理事の中から 1 名を指名する
- (6) 事務局員 会長が理事の中から 1 名を指名する
- (7) 会 計 会長が理事の中から 1 名を指名する

(役員を選出)

第 7 条 役員を選出は総会において、会員の中から互選により選出する。

(役員任期)

第 8 条 役員任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補充により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第 9 条 会長は、本会を代表し、その業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。
- 3 事務局長は、本会の事務にあたる。
- 4 事務局員は、事務局長が行うべき職務のうち任意の一部を行うことができる。
- 5 会計は、本会の会計出納を処理する。
- 6 理事は事務局長を補佐し、会計業務を含めた本会の運営にあたる。
- 7 監査は、会計を監査し、総会に報告する。

(顧問)

第 10 条 介護支援専門員稚内会に、顧問をおく。

- 2 顧問は原則として本会会長経験者とする。

3 顧問の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会、三役会、役員会とする。

2 会議の議長は、会長が議長となる。

(総会)

第12条 総会は年1回開催とする。ただし、会長が必要と認めるとき又は会員の3分の2以上の請求があるときは、臨時総会を開くことができる。

2 総会の議事は、会員の3分の1以上の出席により成立し、出席した会員の過半数をもって承認又は議決する。

(付議事項)

第13条 総会は、次に定める事項を審議し、承認又は議決する。

(1) 事業計画及び事業報告の承認。

(2) 収支予算及び収支決算の承認。

(3) 会則の変更。

(4) 会則の改廃。

(5) 役員の変更。

(6) その他本会の運営に関する重要な事項。

(三役会)

第14条 三役会は会長が必要と認めるときに開催する。

(役員会)

第15条 役員会は、会長が必要と認めるときに開催する。

2 役員会の議事は役員員の過半数の出席により成立し、出席した役員員の過半数を持って決定する。

(事業)

第16条 本会は第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 会員の集いと交流

(2) 勉強会、研修会、講演会等の企画

(3) 最新情報の提供と情報交換及び他研修会への積極的参加、協力

(4) その他目的達成に必要な活動

(経費)

第17条 本会の経費は、会費及び寄付金、その他の収入をもってあてる。

(会費)

第18条 会員の会費は次のとおりとする。

会費2,000円(年額)

(会計年度)

第19条 本会の会計は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第20条 その他この会則に定めない事項については、役員会の協議により決定する。

附 則

この会則は、平成11年 6月12日より施行する。

附 則

この会則は、平成18年 7月 1日より施行する。

附 則

この会則は、平成19年 7月28日より施行する。

附 則

この会則は、平成26年 7月19日より施行する。

附 則

この会則は、平成27年 6月27日より施行する。

## 介護支援専門員稚内会

〒097-0017

事務局：社会医療法人 禎心会

稚内市南地区居宅介護支援事業所内

電 話 (0162) 29-4332

F A X (0162) 29-4355

e-mail : rapurasa@teishinkai.jp